

静岡県災害派遣福祉チーム活動マニュアル

～応急期支援チームとしての活動～



令和4年2月

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク

目 次

I	静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて	1
1	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク創設までの経緯	2
2	災害時の福祉的課題	3
3	応急期支援としての静岡 DWAT の必要性	4
4	静岡 DWAT 活動の基本的な心構えと主たる活動内容	6
II	指定避難所・福祉避難所における指示命令系統と連携内容	8
III-1	静岡 DWAT の組織体制	
1	静岡 DWAT の組織体制	9
2	平常時の体制と心構え	12
3	出動時・被災地到着時の動き	
III-2	静岡 DWAT の活動内容	
1	活動の実際 1（関係機関や他の支援団体との連携）	14
2	活動の実際 2（静岡 DWAT の主たる活動）	15
3	引き上げと引継ぎ	24
IV	静岡 DWAT の活動場所	
1	避難所の種類や設置	25
2	指揮統制・連携確認	26
3	避難所内連絡会議の意義と内容	26
4	資源調達と物資の整理と管理に関する調整	27
	静岡 DWAT 派遣に関するフロー図	28
	災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定書	30
	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱	32
	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領	36

I 静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて

【ネットワークの設置と目的】（要綱第1条）

過去の大規模自然災害による被害の教訓を踏まえ、要配慮者（災害時に特別な配慮を要する人）の福祉ニーズに対し、迅速かつ継続的な支援活動が行えるよう、静岡県内で福祉分野における官民協働による広域的な支援体制を構築し、災害福祉広域支援活動を行うことを目的として「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下：ネットワーク）」を設置する。

【ネットワークの支援活動】（要綱第2条・第3条）

- (1) 災害発生時の静岡県災害派遣福祉チーム（以下：静岡 DWAT^{*}）の派遣及び派遣に関する調整
- (2) 支援活動の仕組みづくり（ネットワークの発展拡大に関すること）
- (3) 静岡 DWAT 派遣に協力できる人員の登録、管理、訓練研修
- (4) 静岡県内の福祉関係団体等との連絡・情報共有（ネットワーク会議の開催）
- (5) 支援活動に関する県内への周知・啓発等（市町や県民等への広報活動）

【ネットワーク会議の設置】（要綱第5条）

ネットワークの支援活動を円滑かつ効果的に推進するために、ネットワーク加入団体と静岡県関係部局によりネットワーク会議を開催する。事務局を社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に設置する。

《静岡県災害福祉広域支援ネットワーク加入団体》（設置：平成28年12月22日）

区分	団体名
福祉関係団体	静岡県社会福祉法人経営者協議会
	静岡県救護更生施設連絡協議会
	静岡県乳児院協議会
	静岡県母子生活支援施設協議会
	静岡県児童養護施設協議会
	静岡県保育所連合会
	静岡県知的障害者福祉協会
	静岡県老人福祉施設協議会
	一般社団法人静岡県社会就労センター協議会
	静岡県福祉医療施設協議会
	静岡県身体障害児者施設協議会
	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（事務局）
職能団体	一般社団法人静岡県社会福祉士会
	一般社団法人静岡県介護福祉士会
	特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会

^{*}用語 静岡 DWAT・・・静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 Disaster Welfare Assistance Team）

【静岡県と静岡県災害福祉広域支援ネットワークにおける協定】

静岡 DWAT の派遣については、被災市町から静岡県を通じての派遣要請が原則となることから、派遣が円滑に行われることを目的に静岡県とネットワークの間で協定を締結する。



1 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク創設までの経緯と今後

【平成 25 年度】	【平成 26 年度】	【平成 27 年度】
○ネットワーク会議の開催（1回） ・災害対応について各団体が抱える課題の共有 ・来年度以降の事業推進の方向性について ・県健康福祉部要援護者支援班との意見交換	○ネットワーク会議の開催（2回） ・災害福祉に関する認識を深めるとともに、今後の事業推進について福祉人材の派遣調整システムの構築に特化して取り組むことを確認 ○岩手県視察 災害福祉広域支援ネットワークの組織およびDCAT養成の仕組みについて 【静岡県】 DCAT養成を翌年度の重点政策課題に位置付け	【委託内容】 ①ネットワーク会議の開催（3回） ②施設間連携協定準則の作成 ③市町用DCAT派遣要請マニュアルの作成 ④シンポジウムの開催 DCAT養成の必要性と本県を含む全国的な取組についての報告 ⑤先進地視察 しほねDCATの取組について、島根県庁および島根県社協視察
全国経営協モデル事業（主体：		静岡県委託事業（主体：静岡県社協）
【平成 28 年度】	【平成 29 年度】	【平成 30 年度】
※ネットワーク正式設置 【委託内容】 ①ネットワーク設置、要綱制定 ②ネットワーク会議の開催（2回） ③静岡 DCAT 活動マニュアル作成 ④静岡 DCAT 研修カリキュラム作成 【静岡県】 ○市町との情報伝達訓練の実施 ○協定書内容の検討 ○協定締結（県、県社協）	【委託内容】 ①ネットワーク会議の開催 ②静岡 DCAT 登録員研修の実施（2回） ③スキルアップ研修カリキュラム作成 【ネットワーク】 ○静岡 DCAT 支援協力申出書受付開始 ○静岡 DCAT 活動用資機材等整備 ○ネットワークの周知活動 ○他都県ネットワークとの情報共有 ○静岡 DCAT 登録員の管理 【静岡県】 ○ネットワークとの連絡調整 ○市町との情報伝達訓練の実施 ○静岡 DCAT への派遣指示（発災時）	【委託内容】（予定） ①ネットワーク会議の開催 ②静岡 DCAT 登録員研修の実施 ③スキルアップ研修の実施 ④静岡 DCAT 登録者管理と体制整備 【ネットワーク】 ○静岡 DCAT 活動用資機材等整備 ○ネットワークの周知活動 ○他都県ネットワークとの情報共有 ○静岡 DCAT 登録員の管理 【静岡県】 ○ネットワークとの連絡調整 ○市町との情報伝達訓練の実施 ○静岡 DCAT への派遣指示（発災時）
静岡県委託事業（主体：静岡県社協）※平成 30 年度の内容は予定		

2 災害時の福祉的課題

下記に挙げた福祉的課題の内、太枠で囲んだ項目が静岡 DWAT の主たる活動と関連している福祉的課題である。

1. 避難所の設置と機能整備 ・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討及び福祉的課題の発見 ・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ、避難所内のマップ作成等の環境整備
2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成 ・開設している避難所のリスト化 ・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成 ・避難者名簿から被災者台帳への引継ぎ
3. 避難所運営主体 ・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化 ・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営
4. 福祉避難所の管理・運営 ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置と医療支援機関との連携内容の明確化
5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等 ・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供 ・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備
6. 被災者への情報提供 ・被災者、要配慮者への情報の提供 ・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立
7. 相談窓口 ・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置 ・就労支援等の相談窓口の設置
8. 在宅避難 ・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実、支援物資提供等 ・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）
9. 要配慮者の移送 ・指定避難所から福祉避難所への移送支援 ・移送ルートの確認と検討

資料「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」平成 25 年 8 月内閣府に一部加筆

3 応急期支援としての静岡 DWAT の必要性

(1) 静岡 DWAT とは

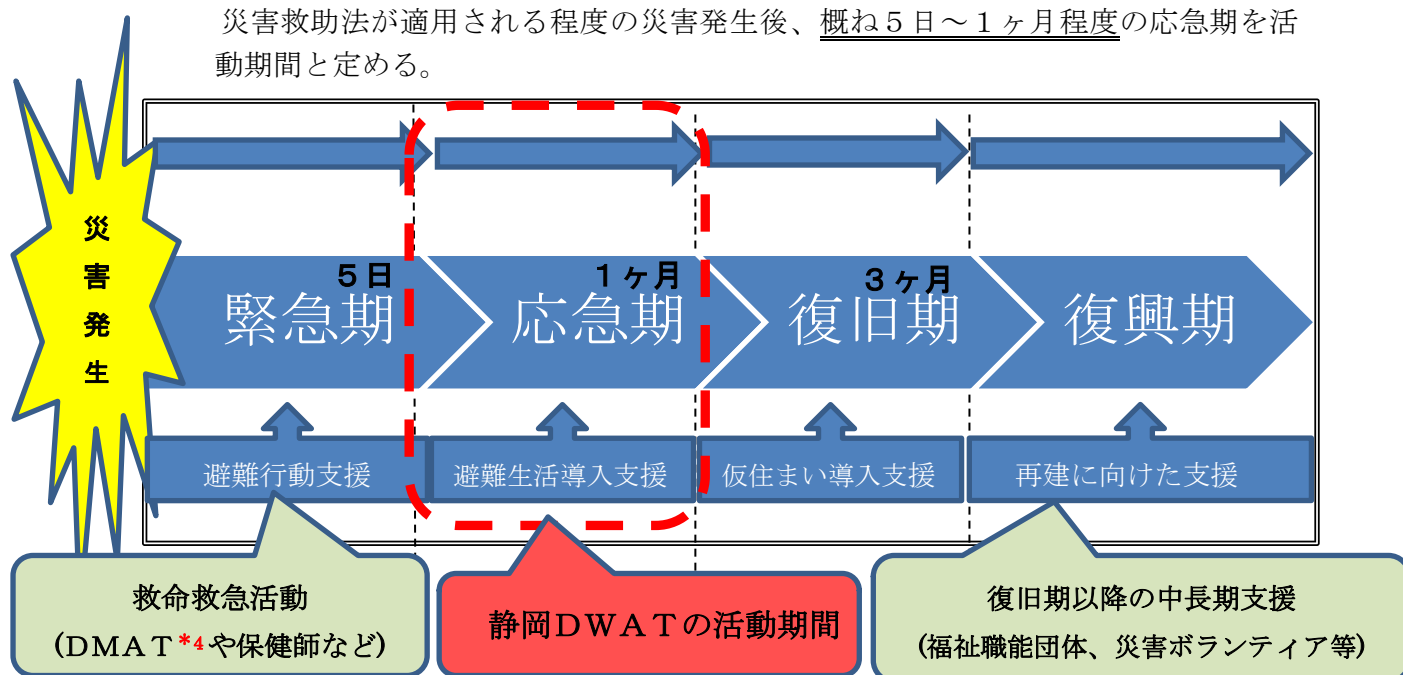
静岡県災害福祉広域支援ネットワーク加入団体に所属している各事業所から選出される、職員 5 名～6 名で構成された福祉専門職チームである。県内外の被災市町村からの要請に基づき静岡県からの依頼を受け、指定避難所*1、福祉避難所・2 次的避難所*2において、要配慮者・避難行動要支援者*3が抱える福祉的課題の解決に向けた調整や福祉的支援活動を行う。

(2) 想定する活動場所

静岡 DWAT の活動場所は、指定避難所を中心として、福祉避難所での活動も想定している。(被災市町村からの要請に基づく)

(3) 想定する活動期間

災害救助法が適用される程度の災害発生後、概ね 5 日～1 ヶ月程度の応急期を活動期間と定める。



応急期における福祉的支援の必要性

救命救急活動が行われる緊急期（概ね発災後 72 時間以内）と、中長期支援（各福祉関係団体や災害ボランティアなど）が行われる復旧期の間である応急期を繋ぐことで福祉的支援の寸断を防ぎ、要配慮者の生活機能を維持する。

災害が発生し、津波や火災、家屋倒壊といった直接的な災害（一次災害）から逃れて命を守った者が、その後の避難所や福祉避難所での避難生活によって生じる生活環境の変化による体調悪化やストレスなど、様々な要因における間接的な災害（二次災害）により心身状態が悪化したり、また要配慮者に陥ったりしないよう、福祉専門職で構成する静岡 DWAT は、できるだけ早期に支援に入り、専門的視点から対象者を見つけ出し、関係機関と連携しながら適切な支援を行う。

静岡 DWAT 派遣経費の取扱いについて

区 分	災害救助法が適用される場合	災害救助法が適用されない場合
考え方	救助の主体は「県」 (災害救助法第 2 条)	救助の主体は「市町」 (災害対策基本法第 5 条)
負 担	県負担 (国：50～90%・県：10～50%)	静岡県と被災自治体が協議の上 決定する
財 源	災害救助法による負担	法・国庫補助等の制度なし

※用語 * 1 ・ ・ ・ 指定避難所（静岡県危機管理部ホームページより引用）

安全が確認された公共的な建物を中心に、あらかじめ市町が指定するものです。
市町が指定する避難所には、次のような利用上の決まりごと、制約があります。

1. 住民一人当たり 3 平方メートルの割り当て面積となる。
2. 自主防災組織ごとの区割り、居住区ごとの組編成をする。
3. 避難所ごとに運営組織を組織する。複数の自主防災組織の被災者を受け入れる場合は、それぞれの自主防災組織が協力しあい被災者の中から円滑かつ公平な運営ができる体制を組み立てる。

※用語 * 2 ・ ・ ・ 福祉避難所・2 次的避難所（静岡県危機管理部ホームページより引用）

「福祉避難所」とは、寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市町でその指定を進めているものです。現在、全ての市町で準備されているわけではなく、受入人数にも限りがあります。今後、各地での取組が期待されることです。

また、「2 次的避難所」というのは、福祉避難所ほどではないとしても、学校などの避難所に比べ、より介護がしやすい環境をもつ施設です。また、旅行者など、地域住民と一緒に避難所では対応しづらい人などの一時的な受入れにもあてられます。現在、県ではいくつかの施設と協定を結んでいます。

こうした避難所を利用するには、県や市町から施設管理者へ連絡し、使用可能状況を確認したうえで、自主防災組織の協力により搬送されることで入所可能になります。
また、その利用期間は原則として 7 日以内とされています。

2 次的避難所として県と協定締結している施設 （この他にも、市町が協定を結んでいる施設もあります）	福祉避難所として考えられる施設
ゴルフ場関係施設、公営国民宿舎等、青少年施設など 【災害時において宿泊施設が 2 次的避難者を収容することに関する協定】の相手方	老人福祉センター、市町の保健センター、社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）、盲ろう養護学校

※ 用 語 * 3 ・ ・ ・ 要 配 慮 者（災害対策基本法第 8 条 2 項 15 号） ・ 避 難 行 動 要 支 援 者 （災害対策基本法第 49 条 10 号）

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といいます。

そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」といいます。本マニュアルでは要配慮者を使用することにします。

※用語 * 4 ・ ・ ・ DMAT（災害派遣医療チーム）

県の指定を受けた医療機関に所属する専門的な研修を受けた医師、看護師等がチームを組み、発災直後の緊急期（概ね 48 時間程度）における救命救急活動を行うチームです。Disaster Medical Assistance Team の「M」を「W」=Welfare に置き換えたものが、DWAT の名称の由来です。

4 静岡 DWAT 活動の基本的な心構えと主たる活動内容

(1) 心構え

活動を行うにあたり、以下に挙げた基本的な考え方を理解し、福祉専門職として被災地で活動するには、「機敏・機転・気配り」の3つの「K」を心がけて活動する。

①自己完結が基本

被災者のために活動をしている被災地の関係者も被災者であり、心情に配慮した言動と行動を心がけ、活動先に到着後から帰任するまで派遣要請元である被災地自治体や関係者に負担や迷惑をかけない。

②被災地の意向により添う

支援の実践主体は被災地及び被災者である。外部支援者は被災地自治体や避難所等運営責任者の指示のもとで、被災地支援関係者の不足を補い、隙間を埋めるという視点で支援活動を行う。

自分がやりたいことをしたり、支援を押し付けたりするのではなく、「必要とされている活動」を行う。

また、専門性にこだわらず「できる範囲のこと」を「柔軟」に臨機応変に対応する視点も大切である。

③被災者、被災地の自立を促進する

支援活動が被災地の自立を妨げていないか注意する。支援活動は有期限であることから、適切な時期に適切な方法で地元関係者に移行していくことを意識する。引継ぎの心がけとして、被災地の支援機関に不安と負担を残さないようにし、継続的に関わる姿勢を示し、安心感を伝える。

④あらゆる職種との連携を図る

「連携」と「つなぎ」を意識し、活動初期の段階から被災地自治体や被災地の福祉専門職や支援機関、外部支援団体に活動を認知してもらい、連携することが大切である。静岡 DWAT が被災地で活動するうえで、保健、医療チーム等の支援団体と情報を共有して連携することは重要である。

(2) 静岡 DWAT における主たる4つの活動

災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合、静岡 DWAT は、被災した市町村において開設される指定避難所や福祉避難所等において、避難者や要配慮者に対して、下記4つの領域を中心に活動（福祉的支援）を行う。

① 指定避難所等における福祉的トリアージ

② 指定避難所等における環境整備

③ 指定避難所や在宅避難者の福祉避難所への移送支援

④ 医療連携（医療支援チームとの連携）

静岡 DWAT は、医療救護活動（DMA T 等）、公衆衛生活動（保健師チーム等）、災害ボランティア活動など災害時に展開される多様な支援団体や機関と連携・協同を図りながら活動する。

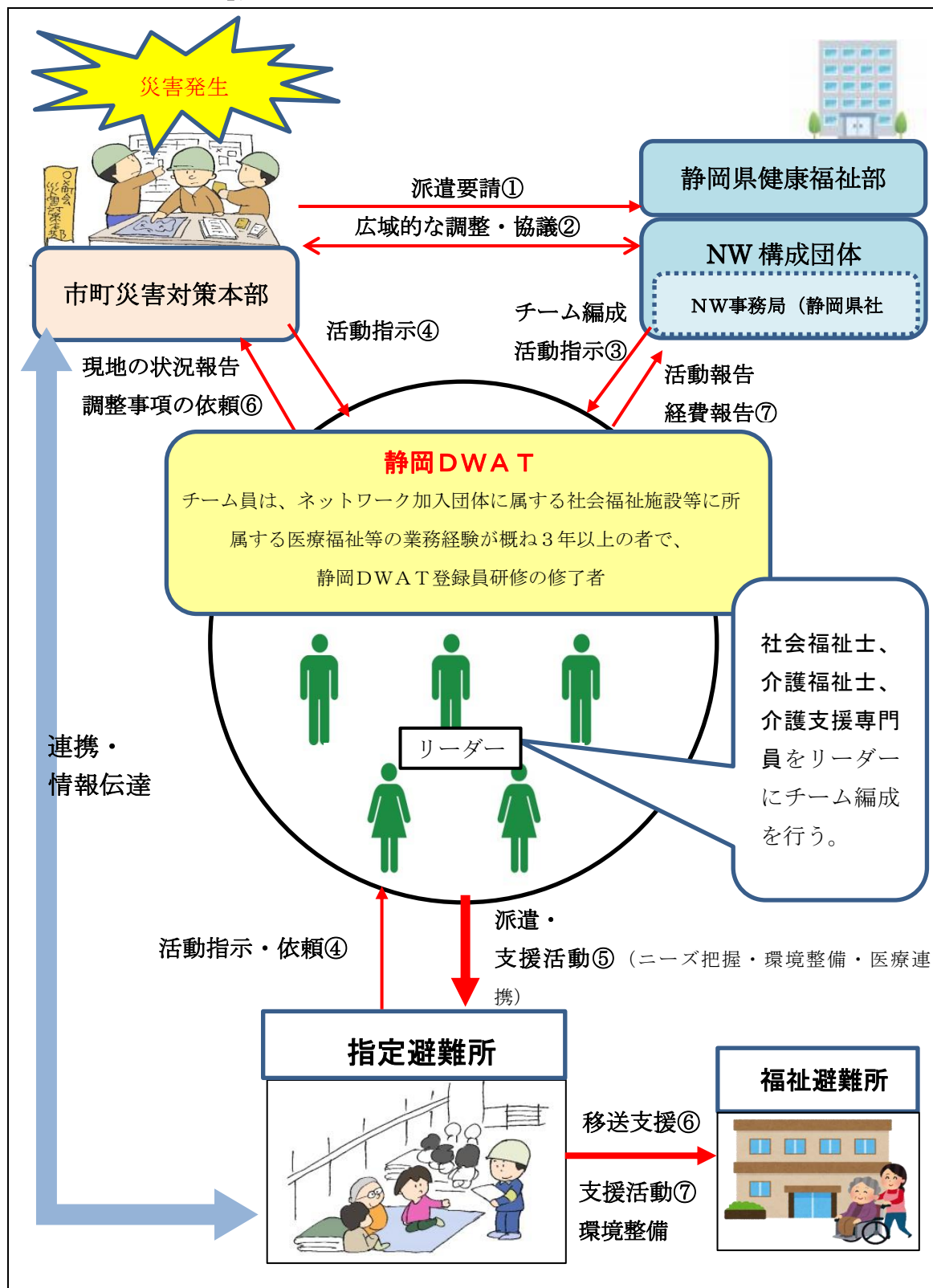
活 動		活 動 内 容 例 （ 福 祉 的 支 援 ）
①	福祉的トリアージ (ニーズ把握)	☐ 保健師チームなどによるスクリーニング（保健福祉的トリアージ）が行われていない場合、保健師チーム等と連携し、要配慮者が指定避難所等での生活継続が可能かを判断し、避難所等の運営者、現地災害対策本部に報告する。 ☐ 被災地域における福祉ニーズの把握と掘り起こし ☐ 相談支援等による「こころ」のサポートとケア
②	環 境 整 備	☐ 福祉避難所の開設または運営の支援 ☐ 福祉避難所、レイアウトの作成、福祉相談窓口や福祉避難室（スペース）の設置に向けた調整 ☐ 掲示スペースの設置、情報を受け取る要配慮者に必要な器具等・手話等通訳者の手配など情報伝達方法の確立のための各種調整 ☐ 緊急的な必要物資の確保 ☐ 個々の生活空間・衛生環境の整備 ☐ 福祉避難所開設または福祉避難室（スペース）の開設・設置に向けた支援物資の整理と管理に関する調整等
③	移 送 支 援	☐ 要配慮者の身体・精神的状況を勘案し、他の避難場所への移送が適切であると判断できる場合、指定避難所運営の代表者との協議、現地災害対策本部との調整の上、適切な避難場所への移送の調整を行う。 ☐ 保健、医療チーム等支援団体との情報共有と連携
④	医 療 連 携	☐ 医療チームとの連携内容の確認（被災者の体調不良や急変時の対応と医療職への報告・相談等） ☐ 被災者の服薬や医療的ケアに関する内容、留意点の把握と疑問点に関する医療職との情報共有 ☐ 急変時や夜間時等、医療職不在時の連絡内容・方法についての確認

Ⅱ 指定避難所・福祉避難所における指示命令系統と連携内容

指定避難所・福祉避難所での支援活動における現地本部・NW事務局との連携

静岡 DWAT は、現地災害対策本部の指定避難所責任者または現地指定避難所等の運営責任者の指揮下に入り活動することを原則とする。

【静岡 DWAT の活動における指示命令系統図】



Ⅲ-1 静岡 DWAT の組織体制

1 静岡 DWAT の組織体制

- (1) 静岡 DWAT を活動場所（指定避難所・福祉避難所等）に派遣するにあたっては、ネットワーク事務局である静岡県社会福祉協議会の調整により、静岡 DWAT 登録員（ネットワークが主催する研修の修了者）の中から、5～6人程度で1つのチームを編成する。
活動場所において、中・長期的に発生する心身のケア、福祉相談、高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、適切な避難場所への移送支援、福祉避難室設置や、福祉避難所の開設など、レイアウトに関する支援等の環境整備を中心に、医療救護チームと連携をしながら活動を行う。
- (2) 静岡 DWAT のチーム編成については、現地の福祉的ニーズを考慮し、予め選定したリーダー（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員の有資格者）を中心に編成する。
- (3) 静岡 DWAT の活動期間は、概ね発災後5日目～1ヶ月程度の応急期において、且中活動を基本とし、1チームの活動期間は移動日を含め7日間を原則とする。
- (4) 1つの指定避難所に対し、2次隊・3次隊の派遣も想定されることから、チーム同士の引継ぎ時間を確保しつつシフトできるよう調整する。
- (5) 中長期支援への橋渡しや現地支援者への引継ぎが可能となるなど、支援に一定の目途が立ち応急支援の必要性が少なくなったと判断できる場合、引き上げとなる。

【静岡 DWAT 派遣要請の手順について～派遣要請から引き上げまでの流れ～】

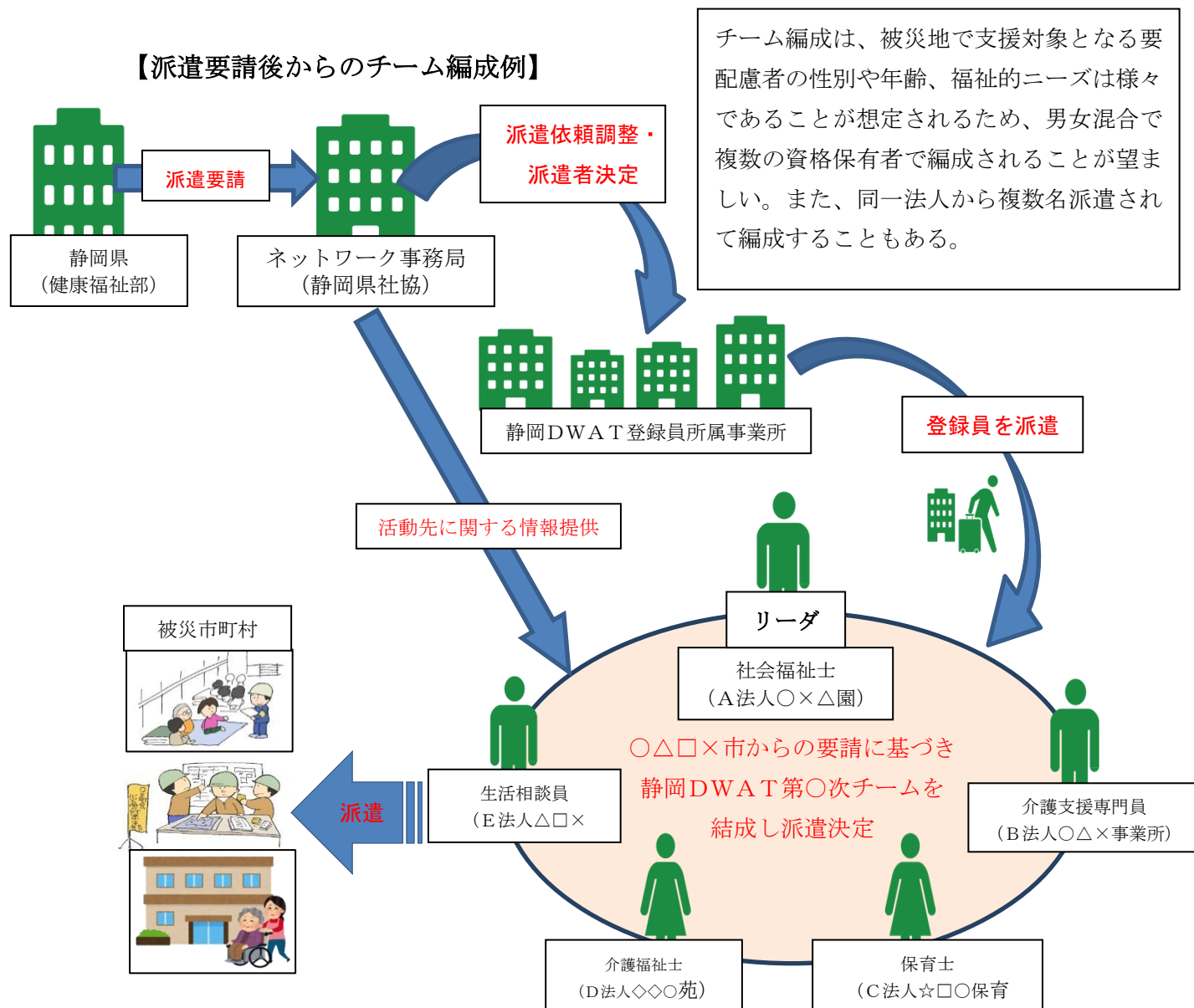
フェーズ	被災市町（災害対策本部）	静岡 DWAT 登録員
災害発生	《災害対策本部の設置》 指定避難所等の開設状況や、各指定避難所における要配慮者の人数や福祉ニーズの情報収集の開始	《待 機》 以下の基準を目安に、出動を前提とした体制確保 ①県内で震度5弱以上の地震が発生 ②津波警報（大津波警報）の発表 ③その他待機を要すると判断できる災害が発生した場合
5日目	《静岡 DWAT 派遣の要請》 指定様式を Fujisan システム、FAX 等で県に送信（様式の情報をもて口頭で要請することも可能し、後日、書類を提出する。）	《出 動》 ①県が被災市町からの静岡 DWAT 派遣要請を受け、派遣の可否を判断する。 ②県が派遣を要すると判断した場合、事務局である静岡県社会福祉協議会に対し派遣の調整を要請する。 ③事務局はチーム編成及び派遣先の調整をした上で、チーム員に派遣の指示を行う。
30日目	《後方支援・広域的な連絡調整》 静岡 DWAT からの情報や調整依頼事項について、必要に応じて広域的な調整を図る。	《活 動》 現地到着後、静岡 DWAT は、現地の指定避難所運営代表者等に活動を開始する旨報告等を行い、活動を開始する。（1チームの活動期間は7日間以内）
	《引き上げの調整》 現地チームからの報告に基づき、指定避難所等の運営が軌道に乗った時期をみながら、静岡 DWAT の引き上げについて県等と調整を図る。	《引き上げ》 指定避難所等の運営が軌道に乗るなど一定の目途が立ち、緊急的支援の継続が不要と判断できる場合、県及び現地災害対策本部等と調整の上、引き上げる。 引き上げに当たっては、要配慮者に対する継続的な支援が行われるよう、福祉関係者等による中長期的な支援への繋ぎを行う。

※日数は概ねの目安であり、災害の規模や被害状況によって異なる。

【静岡 DWAT に登録する職員が有する主な福祉系資格】

役 割	資格名称	業 務 内 容
チームリーダー (必ず1名配置)	社 会 福 祉 士	福祉に関する専門的知識及び技術を持ち、身体上、精神上、環境上の理由から日常生活を営むのに支障がある者の相談に応じ、助言、指導等を行う国家資格
	介 護 福 祉 士	専門的知識及び技術を持ち、介護を必要とする者の心身の状況に応じた介護を行い、介護者に対して介護に関する指導を行う国家資格
	介護支援専門員	介護を必要とする高齢者等の相談に応じ、その心身の状況にあった適切な介護サービスが利用できるようなケアプランの作成や、連絡調整を行う。
チ ャ ッ ム 員	保 健 師	各種健康診断や予防接種、妊婦や介護者の相談・指導など、健康管理や保健指導を行う国家資格
	保 育 士	保育所や児童養護施設、障害児施設などで働き、子どもたちに生活習慣を身につけさせ、心身共に健全に育つよう見守る国家資格
	精神保健福祉士	精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を持ち、社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、その他援助を行う国家資格
	理 学 療 法 士	身体に障がいのある人に、基本的動作能力の回復を図るための理学療法によるリハビリテーションを行い、日常生活動作の改善を図る。
	作 業 療 法 士	身体あるいは精神に障がいのある人に対し、日常生活に必要な応用的動作能力などの回復や維持を目的とした治療・指導・援助を行うリハビリテーション専門職
	手 話 通 訳 士	手話の技術によって健聴者と聴覚障がい者のコミュニケーションを援助する公的な資格
	管 理 栄 養 士	様々な施設において栄養改善上必要な指導や利用者の状況等に応じた特別な配慮を必要とする給食管理を行う専門職
	そ の 他	看護師、生活相談員、ホームヘルパー、生活支援員、相談支援専門員、事務職など (その他資格や職種で県社協会長が認めた者)

【派遣要請後からのチーム編成例】



【派遣シフト例】

1 チームの活動期間は移動日を含め原則7日間とする。

	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1 次隊	移動日 (1)	(2)	(3)	(4)	(5)	引継 (6)	引継 ↓ 移動 (7)						
2 次隊	派遣に向けた準備					移動 引継 (1)	引継 (2)	(3)	(4)	(5)	引継 (6)	引継 ↓ 移動 (7)	
3 次隊	派遣に向けた準備										移動 引継 (1)	引継 (2)	(3) →

2 平常時の体制と心構え

- (1) 災害は突然発生することから、ネットワーク構成団体はもちろんのこと、協力施設及び登録した職員は、日頃から職場の勤務体制、職場、家族等との連絡体制等、派遣に向けた様々な準備を行っておくことが重要である。

また、被災地における支援活動においては、十分な環境の中で活動が行えるとは限らず、過酷な状況の中での活動も予想されることから、派遣に際しては、派遣者本人の健康状態にも十分に配慮する必要がある。

3 出動時・被災地到着時の動き

- (1) 派遣される職員の身分は、法人（雇用主）の出張命令に基づき支援活動に従事し、原則派遣元の施設で移動手段を確保し、支援活動先まで移動することになる。その際にネットワーク事務局からの交通情報等を参考にして適切な移動手段を確保する必要がある。なお、有料道路の無料措置の取扱い等についても、ネットワーク事務局から適宜連絡する。
- (2) 派遣される職員は、ネットワーク事務局から送付された静岡 DWAT 派遣決定書を必ず持参し、到着後に派遣先の行政関係者や指定避難所の運営団体関係者等へ、市町村災害対策本部からの派遣要請を受けて派遣されている旨を明確に説明する必要がある。また、指定避難所の運営主体は、各自治体によって様々であり、自主防災組織（自治会関係者）や地元社会福祉協議会であったり、又は外部のボランティア団体等が担っていたりする場合もあるため、同様に、支援が必要な人々への支援活動を行う旨を説明しておく必要がある。

《派遣時に必要な準備品等》

※個人で準備する物品の例

用 途		物 品
生 活	衣	履きなれた外靴（靴底の厚いもの）、室内履き、下着（冬季は重ね着できるもの）、ソックス、活動に適した上着（洗濯・乾燥しやすい物等）、帽子防寒着
	食	食料、箸、スプーン、紙皿、水筒、携行食、栄養補給食品（糖分・ビタミン・カルシウム等）、常備薬（多めに）
	住	衛生用品（マスク、洗面用具、タオル類、洗濯バサミ・ロープ、洗剤、携帯用ティッシュ、生理用品）、娯楽用品（本・携帯音楽機器等）、寝袋
支 援 活 動		ウェストポーチ、事務用品、防水用袋（パウチ付のもの）、多目的袋（レジ袋、エコバック等）、保温・熱中症対策ができるもの（使い捨てカイロや吸熱シート等）、虫よけスプレー、携帯用手指消毒液
情 報 収 集		地図、携帯電話、充電器、USBメモリー、充電電池、車載アダプター等
貴 重 品 等		免許証、静岡 DWAT 登録員証、所属施設身分証、健康保険証、名刺、現金

※事務局で準備するもの（予定）

下記備品については、静岡 DWAT 活動における必要性が高い順に購入していく。購入資金については、民間助成金の活用の他に、事務局と県が協議し財源の確保を検討していく。

*携帯電話	*充電器	*デジカメ	*パソコン	*食料・飲料水
*ネット通信機器	*テント	*懐中電灯	*ラジオ	
*衛生用品（使い捨て手袋等）		*腕章・ビブス	*ガソリン携行缶	
*発電機	*事務用品（ノート、供覧版、文具等）			
*緊急通行車両許可証	*その他支援活動に必要な資機材	等		

《被災地到着時の活動前チェックリスト》

区 分	チェック項目
1. 現地災害対策本部等との確認	☐ 活動方針（場所・内容）の確認をする ☐ 指揮命令系統、報告要否の確認をする
2. 情報収集	☐ 活動地域のライフラインの状況を確認する ☐ 活動地域の道路状況、地図、天候を確認する ☐ 活動地域の避難経路、連絡手段等の安全対策を確認する ☐ 活動地域の避難者の状況を確認する ☐ 災害時要配慮者の情報（事前リストの有無など）を確認する ☐ 他団体の活動状況を確認する ☐ 機能している施設・病院等の社会資源を確認する
3. 活動先（指定避難所・福祉避難所等）での確認	☐ 避難所代表者へ派遣内容、報告要否の確認をする ☐ 避難所運営体制（班・役割分担）、指揮命令系統の確認をする ☐ 連絡会議等連携方法の確認をする ☐ 避難所環境（空間・備品）の確認をする ☐ 避難所内活動拠点を確認する ☐ 避難誘導経路の確認をする
4. 生活環境の確保	☐ 宿泊場所の確認・確保をする ☐ 必要なライフライン・食糧等の手配をする ☐ 避難経路の確保をする
5. 計画作成等	☐ 現地支援活動計画の検討（チームミーティング）をする ☐ 支援活動の報告・周知を確認する ☐ 現地情報の報告（災害対策本部、避難所運営者、NW事務局）をする

Ⅲ－２ 静岡 DWAT の活動内容

１ 活動の実際 １（関係機関や他の支援団体との連携）

- （１） 静岡 DWAT は、医療チームのように避難所を巡回するとは限らない。同じ活動場所に滞在し、支援活動に従事することも予想されるため、適宜、医療保健スタッフや、指定避難所の運営者や支援団体関係者等に活動内容や課題等を伝えていく必要がある。このほか、地元社会福祉協議会や災害ボランティアセンター、地域包括支援センターなど、様々な関係機関とも十分な情報交換（共有）と連携が必要となる。
- （２） 支援活動に当たっては、チーム員同士の連携が非常に重要となる。チーム員間において分担する業務を適切に行い、支援を必要とする人々により望ましい対応をするためには、適切な業務分担のもと、リーダーを中心にチーム員同士の支援に関する情報の共有が不可欠となる。
- （３） チームリーダーは、支援活動内容の見立てや、課題、問題点、チーム員数の過不足や健康状態、資機材の確保などについて、ネットワーク事務局へ適宜連絡することが必要となる。ネットワーク事務局は、そうした連絡に基づき、必要な手立てや次の派遣への準備等を行っていく。
- （４） 上記のとおり、静岡 DWAT の活動において、関係支援団体との連携が不可欠となる。ここでは、特に連携が必要となる団体について取り上げるが、これらの団体との連携に関することは、スキルアップ研修において説明を行う。

医療支援チーム

発災後 1～2 日すると、被災地に日本赤十字社や DMAT 等医療支援チームが、避難所を巡回して訪れるようになる。静岡 DWAT は、公衆衛生活動（保健師チーム等）と連携のもと、状況によっては、医療依存度の高い人々の情報伝達や、避難所等において別室確保で対応すべき人々への福祉的支援のあり方等に関して確認することが必要となる。

※（参考）DMAT 以外の様々な医療支援チーム

D P A T・・・災害派遣精神医療チーム

J R A T・・・大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会

J M A T・・・日本医師会災害医療チーム

J D A－D A T・・・日本栄養士会災害支援チーム

保健師チーム

保健師で構成する支援チームが、指定避難所における避難者の医療、保健、福祉等に関するニーズ把握を実施している場合には、連携しながら福祉ニーズの把握と掘り起こし、情報共有を行い、災害対策本部や指定避難所運営責任者に報告する。

また、第 2 陣以降に派遣されるチームが活動する時期においても、公衆衛生活動（保健師チーム等）が同様に行われていることが想定されることから、第 1 陣派遣チームと同様に連携・情報共有を図っていくことが重要である。応急期（発災 5 日～1 ヶ月）には、支援者側も定期的に入れ替わることが想定されるため、引継ぎや記録等も大切な業務となる。

災害ボランティアセンター・ボランティア

指定避難所等の環境整備のためにボランティアセンターに必要な事項を依頼するケースが想定される。避難所の清掃や物資の搬入出、避難者との交流など、様々なボランティア活動が行われることから、災害ボランティアセンターを運営する地元社会福祉協議会職員等との連携体制を構築していくことも必要となる。

地域関係団体

指定避難所支援に当たっては、地元の自治会等地縁組織が関わる場合も多い。静岡 DWAT は、こうした団体とも必要に応じて連携を図りながら信頼関係を築き、支援活動に必要な地域の情報などを共有していくことも大切である。

2 活動の実際 2（静岡 DWAT の主たる活動）

静岡 DWAT が行う活動内容は、災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合、被災市町において開設される指定避難所、福祉避難所に避難している要配慮者に対し以下の福祉的支援を行う。

【想定される災害の種類】

地震・津波・台風・大雨・竜巻・火災・雪害・火山噴火・原子力など

（1）留意事項

被災者は、指定避難所に移動した直後は、避難所等の規模に大小はあっても、集団生活において、これまで自宅ではできていたことができなくなったり、災害そのもので心身に被害はなくても、それ以降の二次的な被害を受けたりする人も出てくることも考慮する必要がある。従って、個別の生活課題をいち早く把握し（ニーズ把握）、福祉的支援が必要な人については早期に適切な支援を受けられるよう対応していくことが重要である。

派遣初期の段階で活動するチームは、指定避難所等において福祉的支援または医療的支援、或いは両方必要なのかを災害派遣医療チーム（DMAT）や公衆衛生スタッフ（保健師チーム等）と連携を図りながら見極め（福祉的トリアージ）、平常時の生活に近づけられるよう支援を行っていくことになる。

また、想定されるニーズ・困りごとに対し、福祉専門職はそれぞれの業務経験や資格等を活かし、身近に寄り添いながら、二次被害の予防も視野に入れた対応が求められる。明らかに共同の生活に支障があると判断されるケースについては、関係者と協議を行い、福祉避難室への移動や、福祉避難所への移送等の対応を取ることも重要である。

《避難所生活でのニーズと対応》

時 期	想定されるニーズ・困りごと	対応
避難所生活 スタート時	避難所の多くの人が急な環境変化に戸惑い生活の不自由さを感じる ・家族等の安否確認ができない ・高齢者、障がい者等、生活環境が変わり介助が必要 ・環境変化により子どもの心身が不安定 ・服薬ができない ・更衣できる空間がない ・他人の生活音がうるさい、寝具がなくて眠れない ・洗濯する環境がない、干すところがない ・授乳できる環境がない ・食事の量が少ない、栄養バランスの崩れ ・口腔ケアができない ・食物アレルギーへの不安 等	環境整備 身体的ケア 精神的ケア 子育て支援 服薬管理
避難所生活 安定期	避難所の中で徐々に落ち着きを取り戻す頃になると、平常時の生活と比較した不安を感じる ・生活上の諸物資の不足 ・将来生活への不安 ・福祉サービスの利用 ・集団生活への不便、ストレス ・衣食機能の低下、喪失 ・衣食生活費の不足 ・仕事の再開、復帰 ・育児、保育困難 ・介護問題 ・エコノミー症候群 ・感染症のリスク、PTSD、ノイローゼ 等	環境整備 身体的ケア 精神的ケア 子育て支援 服薬管理 各種相談支援 リハビリ コミュニケーション リラクゼーション

(2) 避難所等における活動の実際

	活 動	活 動 内 容
主 た る 活 動	① 福祉的トリアージ (ニーズ把握)	☐ アウトリーチによるニーズ把握 ☐ 優先すべきニーズの検討 ☐ 緊急性 ☐ ジェンダー・マイノリティへの配慮
	② 環 境 整 備	☐ 個々の生活空間の整備 ☐ 女性・妊産婦・子どものための環境整備 ☐ バリアフリー化 ☐ 排泄環境の整備 ☐ 入浴・清拭・口腔ケアの環境整備 ☐ 感染予防対策 ☐ ごみ処理 ☐ 防火・防犯対策 ☐ マンパワーの要請 ☐ 避難所内のマップ作成
	③ 移 送 支 援	☐ 移送が必要な対象者の決定 ☐ 車両・機材の確保 ☐ 人の確保 ☐ 燃料の確保 ☐ ルートの確認
	④ 医 療 連 携	☐ 医療チームとの連携内容の確認 ☐ 被災者の服薬や医療的ケアに関する内容、留意点の把握と疑問点に関する医療職との情報共有 ☐ 急変時や夜間時等、医療職不在時の連絡内容・方法についての確認
関 連 す る 活 動	生 活 支 援	☐ 情報の提供・収集 ☐ 健康管理 ☐ 食事の支援 ☐ 排泄の支援 ☐ 入浴・清拭・口腔ケア等の支援 ☐ 子どもの支援
	情 報 等 管 理	☐ チームミーティング ☐ 連携と情報収集 ☐ 活動記録・報告 ☐ チーム員の健康管理 ☐ チーム資機材等の管理

①《福祉的トリアージ（ニーズ把握）》

□多様性、多層性

- *避難所内でのニーズは多岐にわたる。水食料など物資やトイレ、入浴等衛生保持といった避難所内での生活のことから、被災した家屋や家財、職場や仕事といった避難所外のことまである。災害時といっても、避難所で生活していれば、そのニーズは『生活全般』に渡ることを意識しておくことが大切である。
- *避難所は災害を機に生まれた新しい『地域』である。しかも、多様な支援者が来所し新しい情報が集まる地域である。避難者のニーズ把握が中心ではあるが、避難者が生活する避難所、また避難所を中心とした避難所周辺の地域にも目を向け、情報の発信等を通じて地域のニーズ把握していくことが求められる。

□アウトリーチ

- *避難所等での相談は、窓口を作って待つ方法が多い。しかし、待っていても支援が必要な人につながらないケース（声の出せないケース）もある。こちらから声を受け止めに行くという考えを持つことが大切である。
- *記入式ほしいものリスト、匿名の意見箱、安心して相談できる場所の確保などプライバシーに配慮し、声を出しやすくする方法などを検討
- *避難所は多職種が断続的に支援に入るため、避難者が聞かれ疲れるケースもある。アウトリーチを、積極的に避難者のところに行き声をかけて聞くという単純な解釈をせず、支援に入る多職種と連携し不必要な訪問を減らすなど、多様な試みをおこない避難者の負担を減らす等配慮も大切である。
- *避難所のみでなく、駐車場の車や自宅内避難者への対応も考慮しておく必要がある。避難所を中心として避難所以外の避難者のニーズを把握方法も検討が必要なポイントとなる。

□緊急性

- *体調や服薬など医療的なニーズは緊急性が高いニーズに分類されるが、倒壊した家屋や家財のことや庭につないできたペットの相談、この先の不安といった漠然としたものなど内容によって緊急性が異なる。対応の優先を考えて緊急性のスクリーニングを行う必要がある。
- *緊急性の低いニーズであっても、後回しにするのではなく、その場での傾聴や先の見通しなど応えられる動きは行うことが大切であるとともに、傾聴ボランティアなどへのつながりも検討する。
- *避難者同士のトラブルなど避難所内で大きな問題に発展しそうなニーズに関しては、緊急性が低い時から関係者と対応を協議するなど必要に応じて早期に介入を行う。

□ジェンダー・マイノリティへの配慮

- *性別や障がいに応じた生活ニーズに対して、同性による聞き取りや事前に障がいの当事者や支援専門職から情報を入手しておくなど、ニーズを受け止めやすくする配慮をする。

- *避難所の運営にあたり、女性や障がい者のニーズが表出しやすくなるよう、運営メンバーに参加してもらうことや、意見を吸い上げられるような組織ができるよう助言等行っていく。
- *避難所内に福祉避難コーナーや性別更衣コーナー等を設け、場所を変えなくても性別や障がいに応じたニーズが満たされるような方法を検討していく。

□潜在的ニーズの掘り起し等

- *一般避難者の中にも新たなニーズが生じていないか、スクリーニングの際に見逃したニーズはないか等、巡回や連絡会議等での他の支援者からの情報によりニーズの掘り起こしを行う。
- *他の避難所等から新たに搬送されてくるケースも想定されることから、受け入れの可否や他の避難所の状況等について把握しておく。

②《環境整備》

□個々の生活空間の整備

- *支援対象者の居住空間や衣食住に必要な機材等を、プライバシー保持などの配慮を行いながら整備する。
- *視覚障がい者や移動困難者などについては、トイレ等への導線の確保とそれに応じた居住スペースの配置を行う等配慮する。
- *日中の生活環境だけではなく、夜間の睡眠確保等の観点から用具や照明等の対策も検討する。

□女性・妊産婦・子どものための環境整備

- *着替えや授乳スペース、トイレやおむつ交換等のスペース、生理用品、粉ミルク等備品の配置・整備を行う。
- *幼児・児童等のストレス軽減のための活動場所や遊びの提供等を検討する。

□バリアフリー化

- *福祉避難室に限らず一般の避難所についても環境のバリアフリー化を検討する。

□排泄環境の整備

- *身障用・手すり・様式・オストメイト用等のトイレ環境、おむつ交換専用のスペースや必要物品の配置について整備する。

□入浴・清拭・口腔ケア等の環境整備

- *大規模災害時の初期において入浴設備の優先度は低いですが、出来る限り早期にバリアフリータイプの入浴設備が利用できるよう検討する。
- *設備が整わずとも、褥瘡の疾患等により清拭やシャワー等が必要な人についてスペースや機材の確保に努める。

□感染予防対策

- * 保健・医療関係者や避難所代表者と連携し、感染予防のための機材の手配や、排泄時・食事時などの消毒の励行など避難者への周知・啓発を行う。
- * チームとしても嘔吐物処理セットの準備や消毒等、感染症対策を徹底する。
- * インフルエンザや埃対策など、十分な換気ができるようにする。

□ごみ処理

- * 基本的に市町村が指定する方法により処理するが、そのルールが定まっていない場合は避難所代表者と協議し、おむつや残飯等の処理について安全な方法を検討する。

□防火・防災対策

- * チームにおいても発電機などの火器の取扱い等に注意し、要支援者への啓発など防火対策を十分講じるとともに、万が一に備え消火対策、避難支援対策を講じておく。
- * 防犯について、被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性などからも危険箇所・必要な対応を聴き、照明の増設などの環境改善について避難所代表者等と検討する。

□マンパワーの要請

- * 静岡 DWAT の活動対象の範囲外となるような支援が必要と判断される場合は、災害対策本部や避難所運営責任者、他支援団体とのミーティング等を通じて、外部支援者派遣の必要性について発信していく。

□避難所内のマップ作成

- * 活動先の避難所等において、福祉的トリアージを行った要配慮者が、避難所内のどこにいるのかを把握することと、ニーズ把握の重複を避けることを目的に、避難所内の避難者の居場所見取り図の作成を行う。作成したマップは、2 次隊、3 次隊に引継ぎをしながら更新をしていく。その時に、保健師チーム等の他支援機関と共有することも大切である。

③《移送支援》

□移送が必要な対象者の決定

- * 福祉避難所等へ移送が必要なケースの選定および方法は、避難所責任者や保健・医療チーム及び行政担当者との協議を踏まえて行う。
- * 受け入れ先の選定については、移送先受入担当者へ移送対象者の情報を伝え、現避難所で解決できない問題が解消されるかどうか確認する。
- * 移送は対象となる避難者にとって環境ストレスを増加させてしまう可能性も考慮し、安易に移送を検討するのではなく、避難所内に福祉避難コーナーを作り解決を図るなど、関係者と十分協議を行うことが必要である。

□車両、機材の確保

- *移送できる車両が確保されているか確認する。場合によっては、DWAT メンバーの車両を使用する場合なども考えられる。使用においては、保険の扱いなど事前に現地行政等に確認する。
- *福祉・医療ニーズのある避難者を移送する場合、一般的な車いす搬送可能な車両が望ましいが、そのような車両が用意できない場合であっても、クッションやマットレス、布団など身体状態に応じて安定して移送できるよう工夫をする。
- *移送に利用できる福祉車両が優先的に確保されるかどうか現地行政に確認する。
(DWAT は市町行政が依頼元になるため)
- *在宅避難者など車が入れないところへ行くことも想定される。担架や折り畳みリヤカーなど人力で搬送するための機材も確保できるかどうか確認する。

□人の確保

- *運転できるスタッフを確保する。慣れない土地に加え、被災しているので運転には十分注意が必要と思われる。
- *現地で車を調達する場合、軽トラックやバンなどマニュアル運転の場合も考えられる。運転技術が求められることもあるので、場合によっては車両所有者に協力を仰ぐなど、無理をせず安全に移送できる環境を整える。
- *福祉・医療ニーズがある避難者を移送する場合、運転手のみではなく、移送中の異変に対応できるよう看護師や介護士など身体の特任家を同行スタッフとして確保しておくことが望ましい。保険・医療チームと事前に留意点など協議しておく。

□燃料の確保

- *営業しているスタンドの情報を確認して、移送途中に燃料切れすることの無いようにする。現地で災害時に行政等と提携しているスタンドや災害対策本部に臨時給油所ができたりするので、給油に関する情報を確認する。
- *被災地で営業するスタンドは、販売量が決められていたり、長蛇の列ができ時間がかかったりすることが想定される。DWAT メンバーが現地入りする際に、帰りの燃料や近場を回れる燃料のストックを携行缶等で持参するとよい。但し、取り扱いには十分注意されたい。
- *移送に関して、燃料が優先的に確保されるかどうか現地行政等に確認する。(DWAT は市町行政が依頼元になるため)

□ルートの確認

- *支援に入る地域の地図を確認し、避難所と移送先の福祉避難所等がどのルートで行けるか事前にいくつかのルートを確認しておく。
- *現地に入ったのちに、道路事情の最新情報を確認して移送ルートの想定を行う。災害時の道路復旧作業は幹線道路を中心に進んでいくので、開通状況など常に新しい情報を現地行政等から確認する。

- * 自宅避難者を移送する場合、車が入れないところも想定される。車以外の搬送方法とルートを確認する。その際、余震による倒壊危険建物がある地域は迂回するなど、安全優先でルートを考える。

④<<医療連携>>

□医療チームとの連携内容の確認

- * 定期的なバイタルチェックなどの健康管理は、基本的に救護班等の医療職の指示を仰ぐ（福祉職による医療行為は行わない）。
- * 被災者の体調不良・急変時の対応と医療職への報告・相談等
 - ・ 急変時のバイタルチェック（血圧・脈拍・呼吸数）や様子観察（血色・脱力・痙攣等）は落ち着いて行い、詳しい情報を医療職に伝えるように努める。
 - ・ 急変が予想される慢性疾患をもつ被災者の対応方法を、あらかじめ医療職に確認しておく。（脳血管障害、てんかん、虚血性心疾患、糖尿病、高血圧、精神疾患、難病等）

□被災者の服薬や医療的ケアに関する内容、留意点の把握と疑問点に関する医療職との情報共有

- * 震災で慢性疾患の治療薬や、衛生材料の不足が予測されるため、内服やケア内容や留意点を確認する。
- * 日々ケアを行う中で得た情報や生じた疑問等を記録し、医療職と共有する

□急変時や夜間時等、医療職不在時の連絡内容・方法についての確認

- * 避難所ごとに医療職の体制が異なるため、医療職不在時の連絡内容・方法を、事前に確認しておく。

<<生活支援>>

□情報の提供・収集

- * 行政や避難所から発信された情報などは、障がい等の特性によりその取得に格差が生じないように配慮する。掲示物や定期的な情報発信の場の提供だけでなく、個別に確認することも大切である。
- * 本人からの排泄の訴えなど、チーム員が常時そばにいらなくても、周囲の協力者を介して即座にチーム員がその情報を受け取れるような対策を検討する。

□健康管理

- * 早期に体を動かす機会を提供するなど生活習慣病や要介護度の悪化防止、生活不活発病の予防策を講じるとともに、震災関連死の防止、こころのケア等の観点から、支援対象者の健康・活動状況等に注視し、必要な支援策を検討する。
- * 体温調整が難しい人などに注意し、室温管理や防寒対策等の個別の対策を講ずる。
- * 清潔保持の観点等から、更衣等が適切に行われるよう支援を行う。
- * 服薬の管理等に支援が必要な人の支援を行う。

☐こころのケア

- * 要支援者の心のケアはもとより、普段は介護等の支援が必要ない人についても、災害時のストレスによりケアが必要な場合がある。
- * 地元の支援関係者も被災者でありストレスの軽減に向けたサポートとケアに努める。

☐食事の支援

☐排泄の支援

☐入浴・清拭・口腔ケア等の支援

☐子どもの支援

《情報等管理》

☐チームミーティング

- * 1日1回以上、チームのミーティングを行い情報共有に努める。

☐連携と情報収集

- * 定期的な連絡会議への参加や、積極的な関係者との連携により常に情報を収集する。

☐活動記録・報告

- * 「活動日報」を作成し、その日の活動を記録するとともに、随時支援ネット本部へも報告する。※様式は別途作成予定
- * その他、相談者や要支援者の対応記録など、記録漏れの無いよう確認する。

☐チーム員の健康管理

- * チームリーダーを中心にチーム員の健康チェックを行う。
- * チーム員自らもセルフチェックに努め、申告する。
- * 特に被害のひどい場面や、死亡者の対応をしたチーム員のメンタルヘルスについては注意して対応する。
- * チーム員同士もケアが必要である。気負いすぎはストレスとなるので“ベストではなくベターでよい”という感覚で構わない。特に、死亡者の対応をしたチーム員はストレスが大きいので注意が必要である。

☐チーム資機材等の管理

- * 持ち込んだ車両や資機材について、適切に管理する。

3 引き上げと引継ぎ

(1) チームの交代

- ①引き続きチームによる支援が必要と判断した場合は、事前にネットワーク事務局に打診する。
- ②現地にて市町災害対策本部等と協議が必要な場合は、ネットワーク事務局にその旨伝達するとともに、リーダーが中心となって調整を図る。
- ③引継ぎに十分な時間が取れるよう調整を図る。

(2) チーム派遣の終了

- ①避難所等の運営が軌道に乗るなど一定の目途が立ち、緊急的支援の継続が不要と判断できる場合や、避難所の閉鎖あるいは現地関係者による支援が可能になる等、静岡 DWAT による支援の必要性が少なくなったと判断される場合は、ネットワーク事務局及び現地災害対策本部等と協議のうえ、引継ぎ及びチーム撤退の準備を進める。

(3) 帰任

- ①「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク静岡 DWAT 活動報告書（運営要領様式第3号）」によりネットワーク事務局に報告する。
- ②必要に応じ、活動を通じて挙げられる課題等を整理し、マニュアルの修正等に向けた提言等を行う。
- ③現地活動に際し必要な資機材等の購入が発生した場合は、領収書を添付のうえ、別紙活動経費報告書を活動報告書と併せて提出する。

《引継ぎのポイント》

① 被災地の状況

支援の時期によって、被災地の状況は変化する。当初は、けが人や犠牲者、行方不明者などの人命に関する情報やライフライン復旧状況などが刻々と変化するが、その後は、自宅での生活再開状況や緊急支援ニーズに関すること、さらには、個別ニーズの高まりや災害関連制度の施行関連の動き、孤立支援、仮設住宅の設置・入居状況など様々である。

被災者の立場に立った活動を基本に、必要と思われる事項、特筆すべき事項があれば、今後の展開をイメージしてまとめておくことが必要である。

②被災地の平時の状況

派遣期間中は、非日常の状況ばかりではなく、被災前の地域の様子、日頃の地域福祉活動や関係者、ボランティア・市民活動等の取り組み状況などを知る機会でもあり、また支援を必要とする人たちの平時の生活課題についても見えてくることがある。

住民と自治体、住民と社協、住民の地域福祉やボランティア・市民活動への参加状況、産業・経済状況など、復興を見据えた支援活動にとっては大変重要な情報であり、後任者が地域の全体像を理解するためにも引き継いでおく必要がある。

③静岡 DWAT の状況

どのような組織体制、班編成で行われているか、どのような団体が加わり、役割分担が行われているか、組織体制の特徴、また、被災地内外でのキーパーソンは誰で、どのような役割を担い、どのような動きをしているか、どう関わればよいか、さらには他の支援関係者の活動がどのように行われているか、前任者から見て、活動上の課題は何か。

また、後任者に伝えておいたほうがよい重要な決定事項及び決定の経緯、今後の主なスケジュール、ニーズ変化や今後の活動展開の想定、その他特筆すべき事項等について引き継いでおく必要がある。

IV 静岡 DWAT の活動場所

一般避難所・福祉避難所コーナーの設置・運営・資源調達と管理

1 避難所の種類や設置

(1) 指定避難所

このマニュアルにおいて、指定避難所は「災害により居住場所を確保できなくなった人を受け入れる施設であり、体育館、公民館など市町が指定した場所」を言う（発災時に避難者の生命を保護するための避難・情報伝達等を行う公園やスポーツ広場等「広域避難地」や「一次避難地」とは異なる）。

設置にあたっては、市町における関係部局の指揮統制に従う。

(2) 指定避難所における福祉避難室（スペース）

このマニュアルにおいて、福祉避難室（スペース）は「避難生活が困難な要配慮者を、要配慮者に必要な設備、体制等が整った場所に避難させることを想定した場所であり、施設の一室や避難所においてこれを目的とした専用のスペース（福祉避難コーナー等）」を言う。尚、市町によっては、避難所における福祉避難スペース等を想定しないものや、福祉避難所の範囲や定義に含めない場合がある。このため、設置にあたっては市町における関係部局の指揮統制に従う。

(3) 福祉避難所

このマニュアルにおいて、福祉避難所は「災害が発生した際、指定避難所等での生活において特別な配慮を必要とする者を対象とした二次的な避難所として市が指定するもの」をいう。福祉避難所の受入れの対象となる要援護者は、原則として指定避難所等での生活が困難な、高齢者、障がい者、要介護認定者、難病患者等を対象に、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者であるが、市町によっては介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者等に限定している場合もある。このため、設置にあたっては市町における関係部局の指揮統制に従う。

(4) 2 次的避難所

このマニュアルにおいて 2 次的避難所とは、「福祉避難所ほどではないとしても、学校などの避難所に比べ、より介護がしやすい環境をもつ施設」とする。2 次的避難所は、旅行者など、地域住民と一緒に避難所では対応しづらい人などの一時的な受入れにもあてられる。市町によっては、2 次的避難所を想定しないものや、福祉避難所に類似する緊急避難所として、必要に応じて開設を指定する場合がある。

2 指揮統制・連携確認

静岡 DWAT は市町における関係部局の指揮統制に従い、次の業務支援に必要な連携を行う。

- ☐ 指定避難所における福祉的支援対象者の把握（福祉的トリアージ）・選出に
わる連携
- ☐ 指定避難所における要配慮者の医療連携
- ☐ 福祉避難所として指定されている施設の被害状況の確認に必要な連携
- ☐ 指定避難所から福祉避難所への移送ルート確認に必要な連携
- ☐ 福祉避難所への移送決定者が一時的に生活する指定避難所内における福祉避
難室（スペース）の環境整備及び必要物資、人的支援の確認・調整に必要な
連携
- ☐ 指定避難所から福祉避難所への移送支援に関わる連携
- ☐ その他福祉避難所、福祉避難室（スペース）における要援護者の支援に関し
て必要な事項に関わる連携

3 避難所内連絡会議の意義・内容

避難所運営業務は多岐にわたるため、避難所内の連絡会議（以下、連絡会議）を開催し、必要な情報共有や調整を行うことが求められる。連絡会議は、現地災害対策本部のほか、避難所代表者、医療・福祉担当、その他の活動組織等のメンバーが想定されるため、これらのメンバーとの顔合わせを予め行い、運営体制や指揮命令系統を把握することが必要である。

通常、連絡会議は、活動を行ううえで必要な情報共有や相談、連携内容等様々な確認が行われる場であるが、形態や規模、回数等は避難所毎で異なる実態にある。そのため、派遣先における状況を確認すると共に、静岡 DWAT は、避難所運営業務を支援するメンバーとして、これに出席することが求められる。

連絡会議の参加にあたっては、避難者や支援者が各役割を担い活動を行っていくために必要な報告・連絡・相談・調整等を効果的に行えるよう、情報を得ることだけを目的とせず、静岡 DWAT の活動内容を積極的に発信していくことが求められる。

その他、状況が刻々と変化する災害時においては、定例で行われる連絡会議に限らない報告の要否やタイミングを確認しておくことも重要である。よって、避難所運営の全体像や指揮命令系統について具体的に把握できるよう、下記の点について、特に留意する必要がある。

- ☐ 避難所内の責任者・代表者、連絡会議や組織、避難者の役割分担等
- ☐ 既に入っている支援団体と活動内容の詳細
- ☐ 上記の代表者への連携方法・連携のタイミング

尚、これまでの災害では、避難所運営の様々な場面で、男女共同参画の視点が不十分であったことが指摘されている。これはリーダーに男性が多かったことも要因のひとつと考えられるが、この点をふまえ、様々な調整や決定がなされる連絡会議においても、女性の視点が十分に反映されるよう留意する。

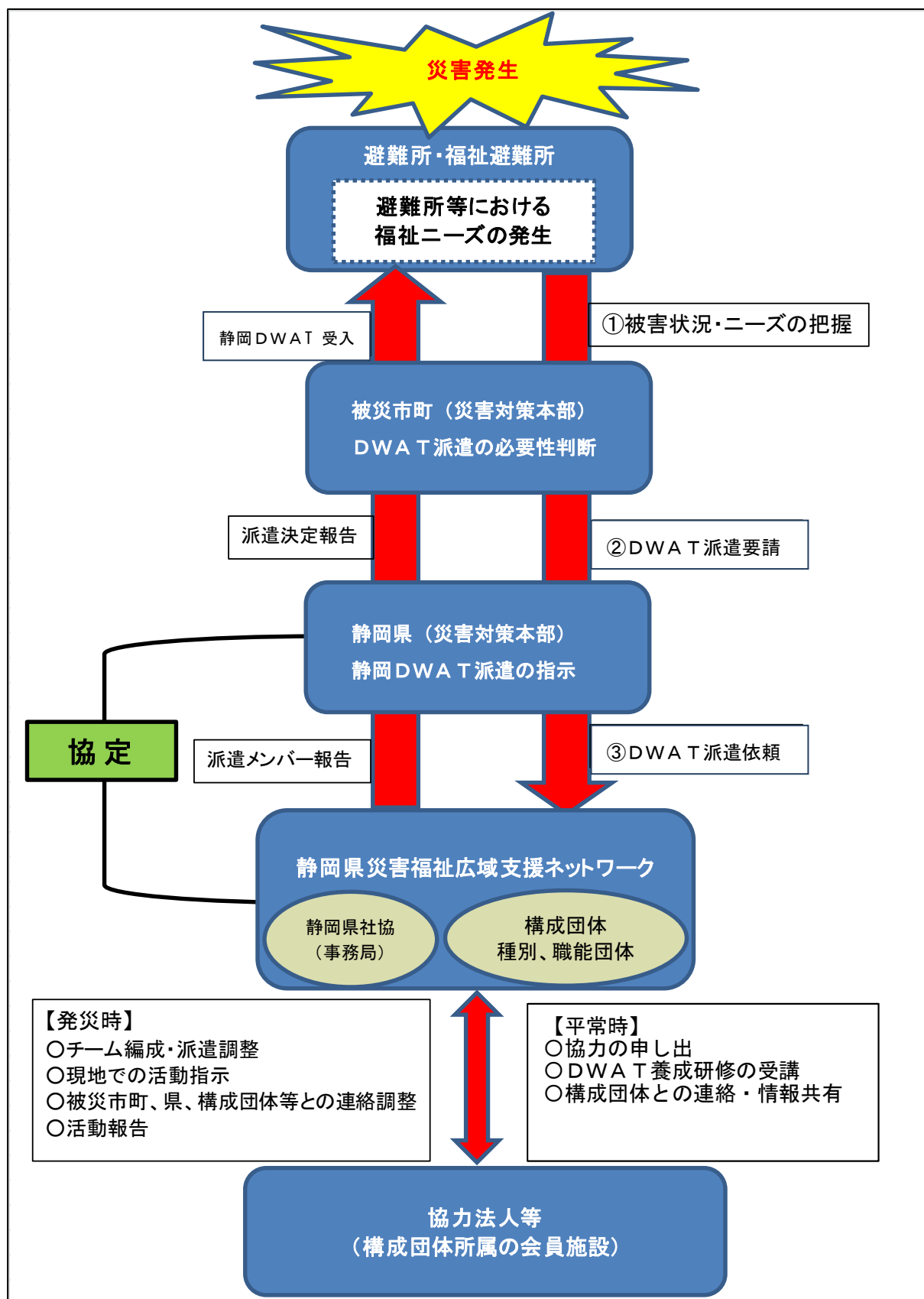
4 指定避難所における福祉避難室（スペース）又は福祉避難所の開設・設置に向けた支援物資の整理と管理

静岡 DWAT は、指定避難所における福祉避難室（スペース）又は福祉避難所の設置が必要となる場合、市町における関係部局の指揮統制に従い、支援にかかわる次の業務を支援する。

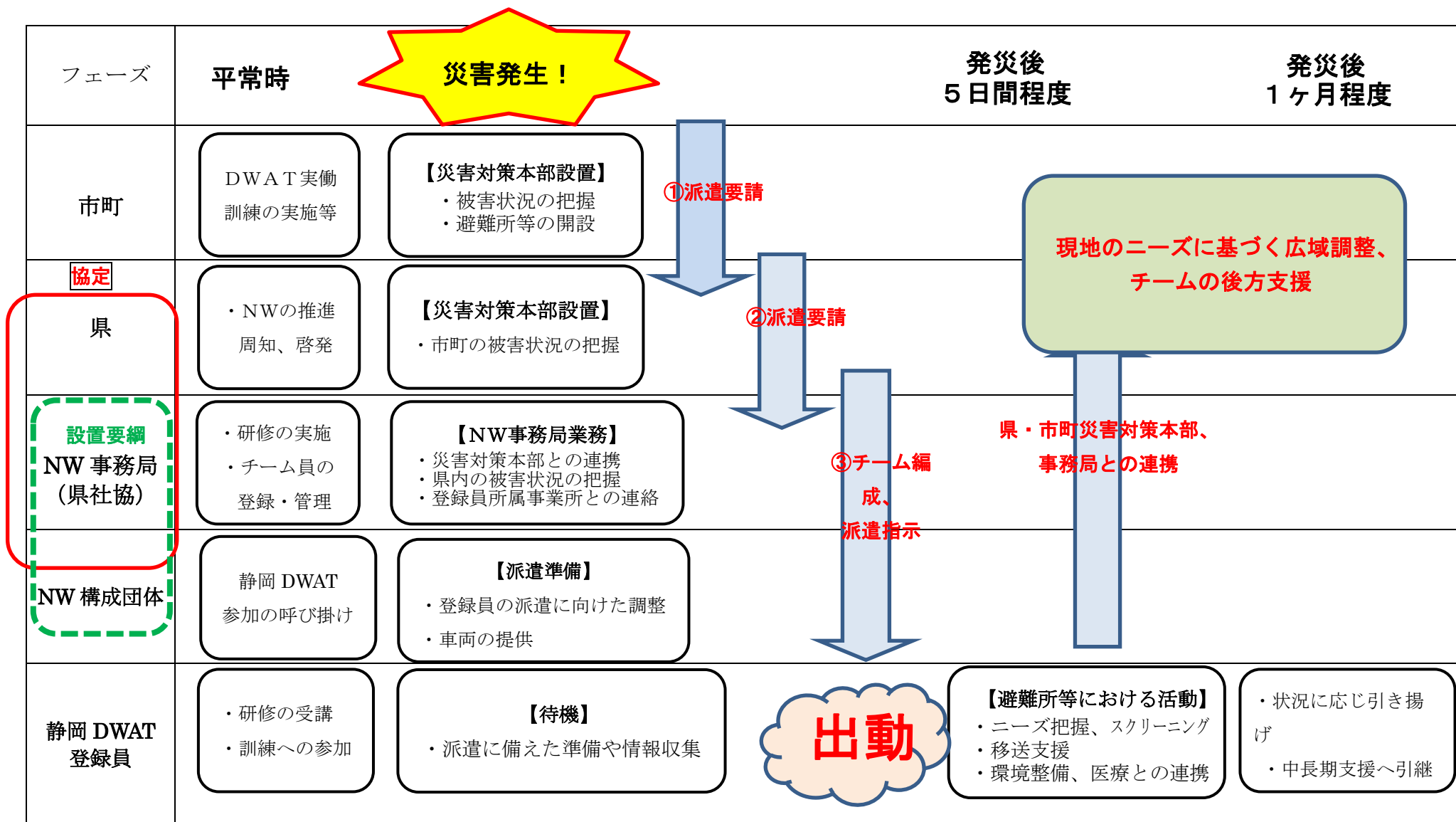
- ☐ 指定避難所における福祉避難室（スペース）の受入可能人数、人材・物資等の状況把握
- ☐ 指定避難所における福祉避難室（スペース）及び福祉避難所開設に必要な物資のリストアップ
- ☐ 指定避難所における福祉避難室（スペース）及び福祉避難所に支給する物資の手配
- ☐ 指定避難所における福祉避難室（スペース）及び福祉避難所における物資の配置・管理方法の確認
- ☐ 指定避難所における福祉避難室（スペース）及び福祉避難所運営に必要な人的支援の確認

* 要配慮者のほか、女性の要望に応じた物資が届くしくみをつくることにより、必要な配慮がなされるよう調整する。

【静岡 DWAT 派遣までのフロー図】



静岡 DWAT の派遣・活動に関するフロー



災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定書

災害時に必要とされる福祉人材を確保するため、静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、乙が被災地において不足する福祉人材の派遣を実施する際に必要な事項を定める。

（派遣協力の内容）

第2条 乙が実施する派遣協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害発生時に被災自治体における避難所や福祉避難所等へ静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉人材を派遣し、要配慮者等への福祉ニーズへの対応を行う。
- (2) その他、被災自治体から福祉的支援の要請があった場合には、別に協議の上対応する。

（派遣協力等の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条に掲げる支援の必要があると判断した場合、乙に対して協力を要請し、乙は可能な限りこの要請に応じる。

- 2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がない場合には口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

（報告）

第4条 乙は、第2条に掲げる業務を行うために福祉人材を派遣した場合には、その業務内容を甲に報告する。

- 2 乙は派遣した福祉人材に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（派遣者の身分及び指揮命令）

第5条 乙が派遣する福祉人材の身分は、派遣元の法人等に帰属するものとする。

- 2 乙が派遣する福祉人材に対する現場における指揮命令及び業務に係る連絡調整は、被災自治体及び社会福祉施設等の派遣先の責任者が行う。

（派遣に要する費用）

第6条 乙が第2条に掲げる業務を行うために要した費用（以下、「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 救助法による救助費の支弁対象となる場合 救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲と被災自治体が協議の上決定する。

（損害補償）

第7条 乙が福祉人材として派遣した者について、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する保険により補償を受けるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成29年3月29日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月29日

(甲) 静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク

代表 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 神原 啓文

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 静岡県内外で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ被災地において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）を支援する福祉人材の確保が困難となり広域的な福祉人材の派遣や受入れが必要とされる場合、静岡県内の福祉関係団体等が連携して災害福祉広域支援活動（以下「支援活動」という。）を行うことを目的に「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」を設置する。

(定義)

第2条 支援活動とは、被災市町村からの要請に基づき、静岡県内の福祉関係団体等が連携・協働して災害発生時に被災地の要配慮者を支援するため、被災地内外から福祉人材が不足している被災地に福祉人材を派遣することにより、避難所や福祉避難所等における要配慮者の福祉的ニーズ等に対応することなどをいう。

(支援活動)

第3条 ネットワークは、次に掲げる支援活動を実施する。

- (1) 災害発生時（発災後、おおむね1か月以内の応急期）の災害派遣福祉チーム（以下「静岡DWA T」という。）の派遣及び派遣に関する所要の調整に関すること。
- (2) 支援活動の仕組みづくりに関すること。
- (3) 静岡DWA Tの派遣に協力できる人員の事前登録及び管理、並びに訓練研修に関すること。
- (4) 静岡県内の福祉関係団体等との連絡・情報共有に関すること。
- (5) 支援活動に関する県内への周知・啓発に関すること。
- (6) その他、支援活動に必要な事項に関すること。

(構成団体)

第4条 ネットワークは静岡県内の福祉関係団体等で構成し、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長をネットワークの代表に充てる。

- 2 ネットワークの事務局（以下「ネットワーク事務局」という。）は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に置く。
- 3 ネットワークへの加入を希望する静岡県内福祉関係団体等は、「静岡県災害福祉広域支援ネットワーク加入同意書」（様式1）をネットワーク事務局に提出するものとする。

(会議)

第5条 第3条に定める支援活動を円滑かつ効果的に推進するため、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

- 2 ネットワーク会議の委員（以下「委員」という。）は、ネットワーク加入団体、静岡県関係部局に属する者をもって構成する。
- 3 委員は、第2項に掲げる構成団体等からの推薦に基づき、県社協会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 ネットワーク会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。委員長及び副委員長は委員の互選

をもって選出する。

6 委員長は会議を代表し、会務を総括する。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

8 ネットワーク会議は県社協会長が招集し、委員長が議長となる。

9 ネットワーク会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは助言を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク構成団体（平成29年3月31日現在）

- （1）静岡県社会福祉法人経営者協議会
- （2）静岡県救護更生施設連絡協議会
- （3）静岡県乳児院協議会
- （4）静岡県母子生活支援施設協議会
- （5）静岡県児童養護施設協議会
- （6）静岡県保育所連合会
- （7）静岡県知的障害者福祉協会
- （8）静岡県老人福祉施設協議会
- （9）一般社団法人静岡県社会就労センター協議会
- （10）静岡県福祉医療施設協議会
- （11）静岡県身体障害児者施設協議会
- （12）社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（事務局）
- （13）一般社団法人静岡県社会福祉士会
- （14）一般社団法人静岡県介護福祉士会
- （15）特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会

(様式 1)

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク加入同意書

平成 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 様

住所
団体名
代表者

(構成団体名)の全会員は、別紙の静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱のほか、関係諸規定の内容に異議はなく、設置要綱第4条に規定する構成団体に加入することを同意します。

【団体の概要】

1 名称	印
2 代表者名	
3 所在地	〒
4 電話・FAX メールアドレス	TEL FAX E メールアドレス

送付先 〒420 - 8670 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
静岡県社会福祉協議会 福祉企画部経営支援課

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク設置要綱第6条に基づき、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営等に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 ネットワークの平常時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ネットワークの会議（以下「ネットワーク会議」という。）の運営に関する事。
- (2) 効果的な災害福祉広域支援活動（以下「支援活動」という。）に向けた推進体制、仕組みづくり等に関する事。
- (3) 県・市町、及び関係機関・団体等との協力連携体制の構築に関する事。
- (4) 災害派遣福祉チーム（以下「静岡DWA T」という。）の派遣に協力できる人員の事前登録及び管理に関する事。
- (5) 前号の事前登録者（以下「静岡DWA T登録者」という。）に対する訓練研修に関する事。
- (6) 静岡DWA T派遣に係る活動環境整備に関する事。
- (7) 静岡DWA T受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修に関する事。
- (8) 災害発生時の静岡DWA Tのチーム編成に関する事。
- (9) 支援活動に関する周知、啓発に関する事。

2 ネットワークの災害発生時における所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 被害情報の収集に関する事。
- (2) 県・関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) ネットワーク構成団体（以下「構成団体」という。）及び関係各所との連絡調整に関する事。
- (4) 市町村の派遣要請に基づく静岡DWA Tの派遣調整・手続き等に関する事。
- (5) 派遣に係る費用負担の調整に関する事。
- (6) その他、派遣に関して必要な事項に関する事。

(構成団体の役割)

第3条 構成団体は、支援活動を円滑に行うために、次の事項を実施する。

- (1) 支援活動の普及・啓発に関する事。
- (2) 静岡DWA T登録者の確保に関する事。
- (3) 静岡DWA T登録者に対する訓練研修への参加協力に関する事。
- (4) 災害発生時の情報収集、情報伝達等に関する事。
- (5) 災害発生時の静岡DWA T登録者に対する出張派遣等の調整に関する事。
- (6) 災害発生時の静岡DWA Tが行う支援活動の技術的支援に関する事。
- (7) その他、支援活動に必要な事項に関する事。

(静岡DWA T登録者の申出)

第4条 ネットワークが行う支援活動に協力する意思のある法人等（以下「協力法人等」という。）は、静岡DWA T登録者として派遣される人員を選任し、支援協力申出書（様式第1号）

を静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長あてに提出する。

- 2 静岡DWA T登録者として登録される人員は、医療福祉等の業務経験が概ね3年以上の者とする。
- 3 支援協力申出書に基づき、県社協では、静岡DWA T登録者の管理を行う。

- 4 静岡DWA T登録者となる福祉専門職は、次のとおりとする。

登録区分	名 称
リーダー資格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
資格・職種	上記の資格者、実務者研修修了者、精神保健福祉士、生活相談員、保育士、保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、業務調整員（事務員）等
その他	県社協会長が認めた者

- 5 協力法人等は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに県社協に報告する。
（災害発生時の情報体制）

第5条 県内外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際、静岡県健康福祉部（以下「県健康福祉部」という。）との間で、速やかに支援活動に必要な情報共有を図る。

- 2 ネットワークは、必要に応じて支援活動に関する情報を構成団体に伝達する。また、構成団体に対し、情報の収集、及び提供等を依頼することができる。
- 3 構成団体は、必要に応じて支援活動に関する情報をそれぞれの会員へ伝達する。
- 4 ネットワークは、構成団体から得た情報を、必要に応じて県健康福祉部へ情報提供する。

（派遣基準）

第6条 静岡DWA Tの派遣基準は以下のとおりとする。

- （1）避難所又は福祉避難所並びに、その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）を設置する被災地の市町村長から知事を通じて静岡DWA Tの派遣要請があった場合

- （2）国又は他都道府県から避難所等へ福祉人材の派遣要請があった場合

（派遣要請等）

第7条 ネットワークは、市町村長からの要請により、静岡DWA T登録者の中から派遣する職員について協力法人等と調整を行い、静岡DWA Tを編成するとともに、県社協会長は、派遣決定（様式第2号）を協力法人等の代表者あてに行う。なお、ネットワークは、通信が困難又は急を要する場合等においては様式に限らない口頭による派遣依頼等を行うことができるが、この場合については、改めて様式に基づく派遣決定を発出するものとする。

2 知事は、静岡DWA Tの派遣要請の連絡を行う際には、関係機関と調整の上、派遣先で想定される業務及び現場の状況等の必要な情報についてネットワーク事務局に伝達するものとする。

（活動内容・期間）

第8条 静岡DWA Tは原則として、市町村が設置する避難所等において以下の活動を行うものとする。

- （1）被災地域における福祉ニーズの把握活動
- （2）要配慮者からの相談対応及び介護を要する者等への応急的な支援

(3) 避難所等における福祉的な課題の解消に向けた調整等

2 静岡DWA Tを被災地に派遣する際には、ネットワーク事務局が各静岡DWA Tにリーダー1人を含む原則5人程度のチームを編成して派遣を決定する。なお、派遣決定後の連絡調整はリーダーを中心に行う。

3 静岡DWA Tの活動期間は、移動日も含め、原則として1チームについて7日間程度とする。
(指揮命令)

第9条 派遣決定された静岡DWA Tは、現地災害対策本部の避難所責任者または現地避難所等の運営責任者の指揮下に入り、支援活動を実施するものとする。

(移動手段)

第10条 静岡DWA Tが支援活動先等へ移動する場合の手段は、原則として協力法人等が確保する。

(活動報告)

第11条 派遣された静岡DWA Tは、活動終了後に活動状況、及び移動方法等について記載した活動報告書(様式第3号)を県社協会長あてに提出する。

(訓練研修)

第12条 ネットワークは、静岡DWA T登録者の災害支援に関する知識・技術の向上等を図るため、研修及び訓練等を実施するとともに、関係機関と調整し静岡DWA T受入に係る市町及び避難所等受入施設との共同訓練や共同研修を企画し、実施する。

(支援活動環境整備)

第13条 ネットワークは、静岡DWA Tが支援活動を行うに当たって必要な資機材等の整備を行うなど、支援活動の環境整備に努める。

(補則)

第14条 この要領の実施に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

**静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
支援協力申出書**

年 月 日

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク代表
静岡県社会福祉協議会会長 様

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領第4条の規定に基づき、静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DWA T）について協力することを申し出ます。

法人所在地

法人名

法人代表者氏名

㊞

施設所在地

施設名

施設代表者名

㊞

担当者氏名

連絡先 TEL

FAX

E-mail

申出する法人・施設、事業所が会員として所属している構成団体すべてに（ ）に○を記入してください。

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク構成団体

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| () 静岡県社会福祉法人経営者協議会 | () 静岡県救護更生施設連絡協議会 |
| () 静岡県乳児院協議会 | () 静岡県母子生活支援施設協議会 |
| () 静岡県児童養護施設協議会 | () 静岡県保育連合会 |
| () 静岡県知的障害者福祉協会 | () 静岡県老人福祉施設協議会 |
| () 一般社団法人静岡県社会就労センター協議会 | () 静岡県福祉医療施設協議会 |
| () 静岡県身体障害児者施設協議会 | () 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 |
| 一般社団法人静岡県社会福祉士会 | |
| 一般社団法人静岡県介護福祉士会 | |
| 特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会 | |

(様式第2号)

**静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DWAT派遣決定書**

年 月 日

●●●法人 理事長 様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長

〇〇（国・他都道府県・市町）から静岡県知事を通じた派遣要請に基づき、下記のとおり静岡DWATチーム員の派遣を決定します。

氏 名	資格等	活動先	活動期間	連絡事項

注）第8条第2項に規定するリーダーの指名については、連絡事項に記載

(様式第3号)

**静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DWAT活動報告書**

年 月 日

静岡県社会福祉協議会会長 様

リーダー氏名 ●●●●

下記のとおり支援活動に従事しましたので、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	現地活動日時	活動内容	チーム員氏名
				1.
				2.
				3.
				4.
				5.
(所感) (伝達事項) (その他連絡事項) ※課題等 				

(別紙)

静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
静岡DWAT活動経費報告書

年 月 日

静岡県社会福祉協議会会長 様

活動者氏名 ●●●●

下記のとおり支援活動経費について、その内容を報告します。

派遣先	派遣期間	現地活動日時	移動方法	宿泊先
支出区分		金額（円）	備 考	
旅費 鉄道航空運賃 高速道路利用料 宿泊費			※活動期間中の車による走行距離 キロ	
需用費 消耗品費 燃料費 修繕費				
役務費 通信運搬費 雑役務費				
使用料及び賃借料				

※活動経費について

1. 領収書又は支払い証明書を添付すること。
2. 災害救助法による救助費の支弁対象となる場合、救助法の定めるところにより国庫負担割合に応じて国・県が派遣経費を負担する。
3. 前号に掲げる以外の場合、静岡県と被災自治体が協議の上決定する。

《参考文献》

- 岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】Ver.1（平成26年2月版）
（監修／岩手県災害派遣福祉チーム検討ワーキング会議）
- 「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」しまねDCAT活動マニュアル（平成28年3月版）
（社会福祉法人島根県社会福祉協議会）
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」内閣府防災担当（平成25年8月）
- 「避難所運営ガイドライン」内閣府防災担当（平成28年4月）
- 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」内閣府防災担当（平成28年4月）
- 「災害福祉支援活動基礎研修」研修テキスト
（一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 平成28年10月発行）

(監 修)

平成 28 年度静岡 D C A T 活動マニュアル及び

静岡 D C A T 登録員養成研修カリキュラム作業部会

(敬称略・順不同)

<委 員>

団 体 名	役 職	氏 名
一般社団法人静岡県社会福祉士会	理 事	古川 直哉
一般社団法人静岡県介護福祉士会	理 事	杉本 洋子
特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会	災害対策委員長	林 隆夫

<アドバイザー>

所 属	役 職	氏 名
静岡県立大学短期大学部社会福祉学科	教 授	立花 明彦
静岡県立大学短期大学部社会福祉学科	専任講師	鈴木 俊文
静岡県立大学看護学部	講 師	今福 恵子

<事務局>

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部経営支援課	課 長	袴田 敦子
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部経営支援課	主 任	松浦 史紀
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部経営支援課	主 事	佐藤 隆

